

犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定書

犬山市（以下「甲」という。）、犬山商工会議所（以下「乙」という。）及び名古屋経済大学（以下「丙」という。）は、連携交流により、地域社会の充実及び発展並びに市民福祉の増進に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な連携と交流により、地域社会の充実及び発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、交流する。

- (1) 甲、乙及び丙がそれぞれに有する知識、情報及び技術等の活用に関するこ。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関するこ。

（連携推進協議会）

第3条 前条の連携事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を置く。

2 連携推進協議会の方針及び運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、甲、乙及び丙のいずれかより知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれかからも申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月21日

甲 犬山市

犬山市長

田 中 志
愛知県
犬山市
長之印

乙 犬山商工会議所

会頭

東 東 二 月
犬山商工会議所
会頭

丙 名古屋経済大学

学長

木 月 三 日
名古屋経済大学
学長